

【輸入通関】-法規制：植物検疫(植物防疫法) FedExでの取り扱い

海外からの病害虫の侵入を防ぐため、植物防疫法に基づき、同法が検査対象と定める植物並びに植物加工品を輸入する場合は、輸入前に植物防疫所に届け出て、植物防疫感の検査を受けなければなりません。

輸入検疫申請が必要な貨物はお客様ご自身で申請に必要な書類をご準備いただき、弊社に「植物検疫の申請」及び「検査」のご依頼(有料)いただくこととなります。

【事前確認事項】

- 弊社の業務はすべての品目には対応しておりません。弊社で対応が可能な品目かどうか事前にご確認ください。(品目によっては弊社において受託が出来ない場合がございます。)
- 必要書類については事前に関係省庁にご確認頂きご準備ください。
- 東日本向け(成田国際空港に到着する)貨物については指定の宛先へのご発送をお願いする場合がございます。
- 農林水産大臣許可貨物につきましては、貨物発送前に植物検疫所での手続きが必要となります。また輸入手続き予定港や発送方法の指定が必要です。

【必要書類】

- 出荷国にて輸出検疫証明書(Phytosanitary Certificate)をご準備の上ご出荷してください。(一部提出が不要な品目もございます。)

【注意事項】

- 植物検疫の申請が必要な貨物については、貨物到着の一営業日前までに弊社へ申請希望である事をご連絡下さい。(運送状番号が必要となります)

【料金】

植物検疫の申請手数料：8,000円/申請

植物検疫の検査：4,000円/30分

*検査不合格になった場合には、返送または滅却となり、別途費用が生じます。

参考資料・情報リンク

税関ホームページ

<https://www.customs.go.jp/>

植物防疫所ホームページ

<https://www.maff.go.jp/pps/index.html>

輸入検査の流れ(植物検疫所のHP)

<https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/import/ikensa/index.html>

JETRO（日本貿易振興機構）ホームページ

<https://www.jetro.go.jp/>

MIPRO（般財団法人 対日貿易投資交流促進協会）ホームページ

<https://www.mipro.or.jp/>